

VI 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業とは

地域生活支援事業について、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づいた「長和町地域生活支援事業」を実施しております。

実施事業は、法令により必須とされている「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」に加え、町選択事業として「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」「自動車運転免許証取得・改造事業」「声の広報等発行事業」を行っています。地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、障がい者の自立と社会参加を両輪となって支援していくものです。町では今後もさまざまなニーズを踏まえ、必要なサービスを提供していきます。

平成 26 年度までの実績やアンケート結果を基に平成 27 年度から平成 29 年度における種類ごとの必要な見込み量を次のとおりとします。

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

①理解促進研修・啓発事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民への働きかけを行い、共生社会への実現に向けた、障がい等の理解を深めるための研修・啓発に対する支援を行います。	市町村、福祉事業所、障がい者団体、NPO 法人等研修を行う者

②理解促進研修・啓発事業のサービス見込み量

サービス名	単位	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
		実績		見込	見込		
理解促進研修・啓発事業	実施の有無		無	無	有	有	有

③理解促進研修・啓発事業見込み量の考え方

平成 25 年度には事業の実施はありませんが、障がい者への理解や障がい者の権利擁護等のためにも今後は実施に向けて事業所等と連携を図りながら支援を行います。

④理解促進研修・啓発事業見込み量確保のための方策

平成 27 年度から実施できるよう障がい者団体や家族会、事業所等と連携を図って行きます。

(2) 自発的活動支援事業

①自発的活動支援事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
自発的活動支援	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みの支援を行います。	町に住所を有し、現に生活している障がい者等、その家族又は地域住民等

②自発的活動支援事業のサービス見込み量

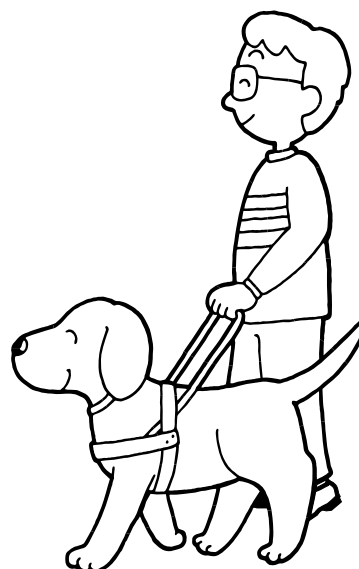
サービス名	単位	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
		実績		見込	見込		
自発的活動支援	実施の有無		無	無	有	有	有

③自発的活動支援事業見込み量の考え方

平成 25 年度には事業の実施はありませんが、今後は実施に向けて家族会等と連携を図りながら支援を行います。

④自発的活動支援事業見込み量確保のための方策

平成 27 年度から実施できるように、障がい者協会や家族会等と連携を図って行きます。



(3) 相談支援事業

①相談支援事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
相談支援事業	相談支援事業では、福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）や、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等必要な支援を行います。 町の相談支援事業委託事業所においては、圏域自立支援協議会の運営も行います。	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者

②相談支援事業のサービス見込み量

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相談支援事業		実績		見込	見込		
①障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有	有	有	有
②市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

③相談支援事業見込み量の考え方

障がい者の相談先としては、委託の相談支援事業の「上小圏域障害者総合支援センター」と指定相談支援事業所の「とらいあんぐる」を位置づけています。

地域自立支援協議会は、上小圏域で1協議会を共同設置しています。

④相談支援事業見込み量確保のための方策

長和町における相談支援事業は、上小圏域で共同設置し専門スタッフによる24時間ワンストップで各種相談に応じている「上小圏域障害者総合支援センター」と、身近な地域での相談支援事業として、平成19年度に指定相談支援事業所を立ち上げた「とらいあんぐる」の2箇所があります。それぞれの機能と特性を活かしながら、相談しやすく、また迅速に対応できるように努め、相談支援事業の充実・強化を図っています。

また、平成24年度から「上小圏域障害者総合支援センター」を上小圏域の基幹型相談支援センターとして、より総合的な相談業務及び地域の相談支援事業の中核的な役割（地域の相談支援専門委員のスーパービジョンや人材育成、広域的な調整、自立支援協議会の運営、権利擁護、ネットワーク構築等）を担う相談支援事業所として位置づけました。

今後も指定特定相談支援事業所等（サービス等利用計画作成事業所等）及び基幹型相談支援センターと連携を図り、サービスが必要な障がい者に対し必要な相談支援が提供できるよう努めます。

（４）成年後見制度利用支援事業

①成年後見制度利用支援事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
成年後見制度利用支援事業	権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等必要な支援を行います。	障がい者等、障がい児の保護者

②成年後見制度利用支援事業のサービス見込み量 (1年あたり)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		実績		見込	見込		
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	0	0	0	1	1	1

③成年後見制度利用支援事業見込み量の考え方

成年後見制度利用支援事業については、「長和町成年後見制度に基づく町長の申立てに関する取扱要綱」「長和町成年後見制度利用支援事業実施要綱」を制定し支援をしています。

今後も成年後見制度の利用が必要な障がい者等が利用できるように支援していきます。

④成年後見制度利用支援事業見込み量確保のための方策

成年後見制度利用支援事業の充実のため、上小圏域において成年後見制度の専門的相談機関として「上小圏域成年後見支援センター」を共同設置をしました。今後も上小圏域成年後見支援センターと連携をとれながら成年後見制度利用について支援をしていきます。

また、アンケート結果から成年後見制度を知らない方が多いことから、広報等を通じて成年後見制度について広く周知を図り、制度を理解して頂けるよう努めます。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

①成年後見制度法人後見支援事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備を行います。また、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を行います。	社会福祉法人やNPO法人等

②成年後見制度法人後見支援事業のサービス見込み量

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		実績		見込	見込		
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無		有	有	有	有	有

③成年後見制度法人後見支援事業見込み量の考え方

成年後見制度法人後見支援事業は上小圏域で共同設置している上小圏域成年後見支援センターの事業として位置づけられており、支援が必要な障がい者には成年後見制度法人後見支援事業を行ってまいります。

④成年後見制度法人後見支援事業見込み量確保のための方策

現在、長和町で法人後見支援利用者は1名です。

成年後見制度法人後見支援事業は上小圏域で共同設置している上小圏域成年後見支援センターの事業として位置づけられており、法人後見等が必要な障がい者には上小圏域成年後見支援センター等の関係者と連携をしながら成年後見制度法人後見支援事業を行ってまいります。

(6) 意思疎通支援事業

①意思疎通支援事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話通訳、要約筆記等を派遣して、意思疎通の円滑化を行います。	町内に居住地を有する聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある者

②意思疎通支援事業のサービス見込み量

(1月あたり)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		実績		見込	見込		
意思疎通支援事業	実利用見込み件数	1	1	1	1	1	1
	実設置見込み者数	1	1	1	1	1	1

③意思疎通支援事業見込み量の考え方

各年度の実績等に基づき見込み量を設定しました。

④意思疎通支援事業見込み量確保のための方策

聴覚等の障がいをお持ちの方の実数に対して、利用する方が少ないので、広報等を通じ事業の周知徹底を図りサービス利用の促進に努めます。また、サービスが必要な方へ安定した意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者等）の派遣が出来るように、意思疎通支援者の情報を把握します。

（７）日常生活用具給付等事業

①日常生活用具給付等事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
日常生活用具給付等事業	重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等であって、当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。	町内に居住地を有する障がい者等 ※日常生活用具により対象が異なる

②日常生活用具給付等事業のサービス見込み量

(1月あたり)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		実績		見込	見込		
日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	0	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
②自立生活支援用具	給付等見込み件数	0	0.17	0.08	0.08	0.08	0.08
③在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
④情報・意志疎通支援用具	給付等見込み件数	0.08	0	0.17	0.08	0.08	0.08
⑤排泄管理支援用具	給付等見込み件数	9	7	8	7	8	9
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込み件数	0	0	0.08	0.17	0.17	0.17

③日常生活用具給付等事業見込み量の考え方

各年度の実績等に基づき見込み量を設定しました。ちなみに、月0.08とは年間1件を見込んだ数字で、月0.17とは年間2件を見込んだ数字です。

④日常生活用具給付等事業見込み量確保のための方策

今までも内容の周知徹底を行っていましたが、重度障がい者等の自立を支援するため更なる利用促進に努めます。また、平成25年度から、難病疾患の方も対象となったため、広報等を利用して更なる周知を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

①手話奉仕員養成研修事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者の養成を行います。	聴覚障がい者等の自立と社会参加の促進に理解を有する者

②手話奉仕員養成研修事業のサービス見込み量 (1年あたり)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		実績		見込	見込		
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数	0	0	0	1	1	1

③手話奉仕員養成研修事業見込み量の考え方

平成25年度は実績がありませんでしたが、平成27年度からは実施に向けて広報等行っていきます。

④手話奉仕員養成研修事業見込み量確保のための方策

希望者がいないため実績がありませんでしたが、今後は広報等で周知を行い、県の養成研修事業の活用や上小圏域の自治体及び関係団体と連携し実施が出来るよう努めます。

(9) 移動支援事業

①移動支援事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
移動支援事業	障がい児(者)であって、外出時に支援が必要と認められた人に対し、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。	障がい者手帳所持者又は自立支援受給者証(精神通院)所持者

②移動支援事業のサービス見込み量 (1月あたり)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		実績		見込	見込		
移動支援事業	実利用見込み者数	6	8	12	11	12	13
	利用見込み時間数	48.21	93.58	127	136	146	156

③移動支援事業見込み量の考え方

各年度の実績等に基づき見込み量を設定しました。

④移動支援事業見込み量確保のための方策

サービスの質の向上に努めるとともに、利用者・サービス提供事業者に対し、情報の提供を行っていきます。

(10) 地域活動支援センター事業

①地域活動支援センター事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
地域活動支援センター事業	障がいのある人等が通う創作的活動及び生産活動の場、社会との交流促進の場を提供し、地域生活支援の促進を図ります。この事業は、基礎的事業と機能強化事業とに分かれます。	主に精神に障がいのある方

②地域活動支援センター事業のサービス見込み量

(1月あたり)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		実績		見込	見込		
地域活動支援センター事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	1	0	0	1	1	1

③地域活動支援センター事業見込み量の考え方

各年度の実績等に基づき見込み量を設定しました。

④地域活動支援センター事業見込み量確保のための方策

現在、長和町における地域活動支援センター事業は、主に精神に障がいのある方を対象に、上小圏域で共同設置している「障害者地域活動支援センターやすらぎ」で実施しています。障がいのある方の相談や日中の生活の場となっており気軽に利用でき、今後も上小圏域での設置を継続しますが、町内においても公共施設等の利活用も含め、障がい者等が集まれる地域活動支援センターを設置するための検討を関係機関と行います。

3 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

①訪問入浴サービス事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
訪問入浴サービス事業	身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	身体障がい者手帳所持者 ※65歳未満

②訪問入浴サービス事業のサービス見込み量

(1月あたり)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		実績		見込	見込		
訪問入浴サービス事業	箇所数	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
	延べ人数	0	0	0	0	0	0

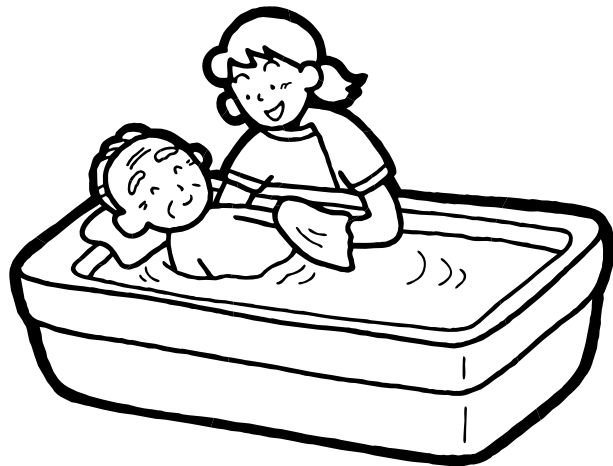
③訪問入浴サービス事業見込み量の考え方

各年度の実績等に基づき見込み量を設定しました。

④訪問入浴サービス事業見込み量確保のための方策

長和町において、現在利用している方及びサービス提供事業所がありません。

圏域内におけるサービス提供事業所の情報を把握し、利用希望者がある場合は、サービス提供事業所の情報を提供しサービスを提供します。また、訪問入浴サービス事業以外でも、障がいをお持ちの方が安全に入浴できるよう、居宅介護・重度訪問介護等のサービス提供ができる支援体制を整備します。



(2) 日中一時支援事業

①日中一時支援事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人に活動の場を提供し、見守り・社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。	障がい者手帳所持者又は自立支援受給者証（精神通院）所持者

②日中一時支援事業のサービス見込み量

(1月あたり)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		実績		見込	見込		
日中一時支援事業	箇所数	4	4	4	3	3	3
	実人数	9	8	10	11	6	6
	時間数	186	126	141	100	50	50

③日中一時支援事業見込み量の考え方

各年度の実績等に基づき見込み量を設定しました。なお、平成28年度からは障がい児については、放課後等デイサービスへのサービス移行を見込んで設定しました。

④日中一時支援事業見込み量確保のための方策

利用者の利用状況等を把握しながら、サービス提供事業者と連携して安定したサービス提供を行います。

(3) 自動車運転免許証取得・身体障害者用自動車改造費助成事業

①自動車運転免許証取得・身体障害者用自動車改造事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
自動車運転免許証取得・身体障害者用自動車改造事業	<ul style="list-style-type: none"> 自動車運転免許取得事業 障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため、免許の取得に要する費用の一部を助成します。 身体障害者用自動車改造事業 重度身体障がい者の社会復帰の促進を図るため自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成します。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車運転免許取得事業 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの者又は療育手帳所持者 身体障害者用自動車改造事業 上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害で身体障害者手帳の1級又は2級の者及び運転免許所持者

②自動車運転免許証取得・身体障害者用自動車改造事業のサービス見込み量 (1月あたり)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		実績		見込	見込		
自動車運転免許証取得・身体障害者用自動車改造事業	実利用見込み者数	0.08	0.08	0	0.08	0	0.08

③自動車運転免許証取得・身体障害者用自動車改造事業見込み量の考え方

各年度の実績等に基づき見込み量を設定しました。ちなみに、月0.08とは年間1件を見越した数字です。

④自動車運転免許証取得・身体障害者用自動車改造事業見込み量確保のための方策

身体障害者用自動車改造事業については、2年に1回程度の利用実績がありますが、自動車運転免許証取得事業については、利用がありません。広報等で周知し、利用の促進を行います。



(4) 声の広報等発行事業

①声の広報等発行事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な視覚障がい者に、声の広報等を発行します。	町内に住所を有する文字による情報の入手が困難な視覚障がい者

②声の広報等発行事業のサービス見込み量 (1月あたり)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		実績		見込	見込		
声の広報等発行事業	実利用見込み者数	/	/	3	4	5	5

③声の広報等発行事業見込み量の考え方

平成26年度の実績により見込み量を設定しました。

④声の広報等発行事業見込み量確保のための方策

平成26年度から新たに始めた事業です。長和町社会福祉協議会の協力のもと、ボランティアの方に作成、配布をして頂いています。平成26年度の利用者は3名ですが、これからも事業の周知を行い、利用の促進に努めます。

Ⅶ 計画の推進体制

計画を着実に推進するために、当事者・当事者団体、障がい福祉関係機関や長和町の関係部署等と連携を図ります。また、障がいのある人の地域移行・地域定着や就労支援などを推進するためには、町民、各種関係機関や民間企業等の理解と協力が必要です。

このことから、地域住民等に対して、障がいや障がいのある人への正しい理解と協力を求めていきます。

また、長和町障がい福祉計画における成果目標等については毎年度進捗状況を把握し、長和町障害者福祉計画等策定委員会や上小圏域障害者自立支援協議会に意見を聞きながら評価を行い、その評価結果に基づき計画の推進を継続的に実施したり、計画内容の一部の見直しを行いながら計画を着実に推進していきます。

